

地域活性化・公共投資臨時交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 298万円

1 交付金の概要

地域活性化・公共投資臨時交付金(公共交付金)は、制度要綱等に基づき、地方公共団体が実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

公共交付金は、制度要綱等によれば、厚生労働省が別途交付する医療施設耐震化臨時特例交付金等により都道府県に造成された基金(耐震化等基金)を活用して実施する事業等に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費の財源に充てることとされている。そして、地方公共団体は、その負担する経費に相当する分を基金として区分して積み立てる場合には、この基金の積立てに公共交付金を充当することができることとされている。

2 検査の結果

千葉県は、平成21年度に耐震化等基金を活用して、医療施設の耐震化整備事業等を実施する医療機関等に対する助成金等の交付事業(助成事業)を実施する際、助成事業に要する費用のうち、同県が負担する経費の財源に充てるために、その経費に相当する分を千葉県社会福祉・医療施設整備等推進基金(推進基金)に積み立てるに当たり、この積立てに公共交付金を充当した。

そして、同県は、推進基金への積立てに公共交付金50億円を充当したとする実績報告書を23年4月に総務本省に提出して、同額で額の確定を受けていた。その後、同県は、助成事業の終了後である28年2月及び3月に、助成金の交付先である3医療機関から助成事業に係る返還金の支払を受けており、当該返還金等298万円を推進基金に積み立てていた。

しかし、同県は、助成事業に係る返還金の支払を受けたことなどにより、助成事業に要する費用のうち同県が負担する経費が上記の確定を受けていた公共交付金の額を下回ることとなったのに、当該助成事業に係る返還金等298万円を国に返還する手続きを行っておらず、同額が同県に滞留していた。

したがって、適正な公共交付金の交付額は49億9701万円となることから、当初の交付額との差額298万円が過大に交付されていて、不当と認められる。